令和3年第1回定例会

千歳市議会会議録

第4日目（令和3年3月10日）

△北山敬太議員の代表質問

○佐々木議長　次に移ります。

12番、北山議員。

◆12番北山議員　ちとせの未来を創る会、北山敬太です。

会派を代表して、質問をさせていただきます。

昨年初頭から蔓延し、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症の影響は、今もなお継続しております。ようやく、全国でワクチン接種が始まったものの、希望者全体に行き渡るめどはまだ不透明です。

北海道から公表される発生者数を眺めながら、一喜一憂する日々は、まだしばらく続くものと予想され、不安が払拭できぬまま、令和3年度がスタートしようとしております。

世間を席巻した新型コロナウイルス感染症は、多くの人命を奪い、経済を麻痺させただけではなく、これまでの社会通念、生活慣習をことごとく破壊しました。

とりわけ、国際的な人の移動制限により、飛行機をはじめとする公共交通、また、観光関連産業や飲食店などにも多大なダメージを与えたことは、空の町、千歳市としても看過できないものがあります。まだ出口が見通せない中で、関連する多くの事業者、また、雇用される労働者が苦しんでいます。

先日、好況よし、不況なおよしという言葉が目に留まりました。松下電器の創業者、松下幸之助が残したものですが、好景気のときは駆け足、不景気のときはゆっくり歩くようなもの、だから、駆け足のときには目に映らなかったものが、ゆっくり歩くとよく見えるようになる、不景気のときこそ、ふだん手が回らなかったアフターサービスを徹底する、社員教育に力を注ぐなど、不景気なりの利点がある、こうした努力をすれば、ピンチこそ、千載一遇のチャンスにもなるというものです。

なるほど、顧客と社員の両方を大切にした松下幸之助ならではの考え方だなと思いましたが、これは、今の地方自治においても全く当てはまることだと感じます。

コロナ禍の今、私たちがやるべきことは、これまで、盲目的、慣例的に行っていた無駄を潔く捨て、市民や、この地で立地操業する企業のリアルな声を拾うことです。

明日で、東日本大震災からちょうど10年の節目を迎えますが、市民に理解を得た本物の行政は、天災や感染症のような惨禍があっても、決して壊れることはありません。むしろ、地域防災であっても、防疫対策であっても、困難であればあるほど、市民の結束力は強固にして、その真価を発揮するものだと確信いたします。

そのような観点から、現時点では先行きが不透明な部分も多いことは重々承知をした上で、このコロナ禍にあっても、立ち止まるのではなく、いかに、市民の理解と支援を得ながら、力強く行政課題にチャレンジしていくのかという前向きな観点から、山口市長に対して順次お尋ねをしてまいりたいと思いますので、どうか、分かりやく真摯な御答弁をお願いいたします。

それでは、大項目1、市長の政治市政について、中項目1、財政危機への対応を伺います。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が読めないままの船出となります。当初予算については、今後の推移を見守りながらの執行になるものと思われます。

また、このたびの第9回補正予算案において、財政調整基金を35億2,000万円まで上積みしたことは、ひとときの安心にはつながるものと評価をいたします。

しかしながら、その財源内訳を見ると、歳入と歳出の相殺による約9億円余りの赤字を、国からの交付金と他の基金からの繰入れで埋め、新たに上積みした部分については、ほぼ特例債で補っているのが実態であります。

このことを前提として、令和3年度以降の厳しい財政事情に対応するための市長の御所見を伺ってまいりますが、我が会派、ちとせの未来を創る会といたしましては、市民の命を守ることを大前提として、出口が見えない現在の苦しい状況下においても、全ての市民を孤立させず、また、希望を失わせない政策の実行を強くお願いするところであります。

初めに、令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策予算についてお尋ねをいたします。

一昨日の予算案説明におきまして、新型コロナウイルス感染症関連の予算については、今後の動向がなおつかめないことから、状況を見ながら、補正予算によって対応していくとの考えを示されました。

今年度の延べ9回に及ぶ補正予算においては、市の独自事業として、緊急給付金事業や商品券給付事業、事業継続支援給付金事業などが実施されましたが、これらの事業意図は主に事業者の救済であって、我が会派が求めた、休校期間における準要保護世帯に対する給食費相当額の支給のように、生活に困窮している子育て世帯に向けた市独自の支援策がなかったことは誠に残念です。

令和3年度より、いよいよ第7期総合計画がスタートいたします。実施計画はまだ示されておりませんが、さきに配付された資料で数えたところ、7つの基本目標に対して、令和3年度に行う予算事業は782事業にも上りました。

総合計画の初年度ですから、本来であれば、弾みをつけるためにも、年初から積極果敢に事業の進捗を図りたいところであります。

しかし、今後も、新型コロナウイルス感染症関連での緊急予算措置を講じなければならない可能性もあり、予算はついていても、途中で事業を中断せざるを得ない可能性もあるのではないか、その執行に当たっては、効果や優先順位を定めて、本当に喫緊の課題から慎重に手をつけるべきではないかとの思いもございます。

これだけの事業の進捗管理を行うだけでも、膨大な労力を使うものと思いますが、財源の均衡を図りながら、第7期総合計画に掲げた予算事業を効率的に執行するための考え方について、まず

お尋ねをいたします。

新年度の予算書を見て、まず最も懸念をされるのが、歳入の根幹となる市税財源の確保です。

令和3年度当初予算における市民税収入額は60億4,250万円で、令和2年度当初予算と比較しますと、約7億円の減額となっております。

令和3年度予算の市民税現年分の収納率は99.4%を、固定資産税の現年分収納率は99.5%を見込まれております。令和2年度の決算収納見込みが、市民税で98.8%、固定資産税で82.6%ですから、新年度は、例年並みの高い収納率を見込んでおられるようです。

また、滞納繰越分についても、例年、20%台の収納率で推移しているところ、トータルで88%と、かなり強気の収納率を目指していることがうかがえます。これは、滞納繰越分の多くが、コロナ禍によって1年間徴収猶予となったものであるため、例外的に高く見積もっていることは、おおむね理解をいたします。

しかし、ここで疑問に感じるのは、コロナ禍の終息がまだ見えない中で、特例猶予を申請した納税義務者のうち、公租公課の負担に耐え得るだけの経済的ゆとりを、どれだけの個人、法人が回復したのかということです。

状況的には、令和2年度よりも3年度のほうが、さらに、懐事情の苦しい市民や企業も相当数に上るのではないでしょうか。

そのような状況にある納税義務者に対して厳しい滞納処分を課すことも、また、はばかられるのではないかと感じますし、法人に関しては、倒産すると、ほぼ徴収が不可能となります。

これらの不確定要素を加味しますと、新年度については、大幅な歳入欠陥を起こす可能性もあるのではないかと危惧するところですが、市税歳入の確保について御所見をお伺いします。

今後、長期化する財政難に対応し、財政の効率化を図る上では、非効率で成果が上がらない事業、また、市民のニーズが低い事業については、潔く事業を中止するよう、行政評価と予算査定とを厳密に連動させていくこと、そして、補助団体などの予算査定においては、市民によるヒアリングを加えて決定していく仕組みを確立することが重要と考え、提案をさせていただきますが、御所見をお聞かせください。

次に、中項目2、近隣自治体との連携についてお伺いをいたします。

一昨年の8月、山口市長と恵庭市の原田市長との間で、千歳市と恵庭市との連携施策の充実拡大に関する覚書を締結されました。

この覚書は、北海道の中でも数少ない人口増加都市である本市と恵庭市が、複雑化、多様化する住民ニーズに対応しつつ、事務効率の向上や行政コストの削減を図ることを目的に、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つを柱とした、18分野、26事業で連携し、共通する地域の課題解決、行政事務の効率化に向け、具体的な取組を進めるものと理解しております。

日常から、通勤、通学、買物などで盛んに市民の往来がある両市が連携する意義は大きく、党会派としても大いに推奨するものでありますが、これまでの連携施策の進捗状況と展望について、幾つかお尋ねをいたします。

まず、この18分野、26事業のうち、既に成果を上げているもの、また現在進行形の主なものとしては、どのような事業があるでしょうか。

この覚書を締結した当時とは、両市を取り巻く経済事情や前提条件が異なる現在において、この覚書に掲げられた目的、また、連携事業の内容やスケジュール等を見直す予定はあるのか、あるとすれば、どのような点なのか、お伺いいたします。

連携事業の中に、市職員の交流や共同事業開催のための人材育成といった項目がありますが、今後、市民規模での交流事業等を促進する考えについてお聞かせください。

高校生や大学生などの友人関係や、社会人のレクリエーションなどで、両市の市民が共に活動する機会は、他の自治体と比べて特に多いものと考えられます。

両市が持つ公共施設等を相互利用することで、経済的にも、さらに相乗的な活性効果を生むことが期待できますが、両市民に対し、どちらの公共施設も市内料金扱いにするなど、同条件で利用できるような協定を結ぶことはできないでしょうか。

次に、さっぽろ連携中枢都市圏での連携施策について伺います。

さっぽろ連携中枢都市圏は、石狩管内8市町村によって構成される札幌広域圏組合の解散に伴い、一昨年3月に、連携中枢都市としての要件を備える札幌市と、札幌との通勤、通学の割合がおおむね10%を超える近隣の7市3町1村の連携協約締結により誕生しました。

また、同年7月には、さっぽろ連携中枢都市圏まちづくりパートナー協定調印式が行われ、本市を含む圏域12市町村と15企業が協定を締結しております。

連携中枢都市圏構想とは、人口減少、少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策と理解しております。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず、連携中枢都市である札幌市と他の11市町村とでは、国から配分される財源措置の額に差があることは承知をしておりますが、事業主体としての各市町村のイニシアチブや事業費の負担割合については、どのような手順で決定されるのか、いま一度お示しください。

取り組む連携事業については、連携中枢都市である札幌市を中心に、加盟する全市町村が参加するものと、一部の市町村が参加するものがあるようですが、この事業の採択においては、札幌市が中枢となって企画する事業以外は認められないのでしょうか。

さらに、まちづくりパートナー協定に参画している企業は、どのような基準で選考されているのか、具体的にお示しください。

次に、さらなる近隣自治体との連携強化の可能性について伺います。

石狩振興局管内の南端に位置する千歳市は、空知管内の長沼町、由仁町、胆振管内の苫小牧市、伊達市、安平町という、他振興局に属する市町とも接しております。

この中でも、特に苫小牧市との経済連携において、古くは苫東開発や国際エアカーゴ基地構想などが何度も取り沙汰をされてきましたが、両市の経済特性の違いや、行政レベルでの交流が薄いなどの理由で、なかなか協調体制をつくれないまま、今日に至っている感がございます。

とはいえ、新千歳空港の面積を2分し、北海道随一の国際空港を有する当市と、北海道唯一の特定重要港湾を有する苫小牧市の連携は、特にロジスティクス分野においては、いまだに大きな優位性を秘めていることは疑いのないところです。

コロナ禍で地域経済が冷え込み、かつ、道内7空港が一括民営化でようやく足並みをそろえたばかりの現在、北海道経済にインパクトをもたらすためには、やはり、主要地域拠点空港である新千歳空港を中心としたこの地域から風を起こすしかないと考え、お伺いいたします。

道内経済が停滞している今だからこそ、腰を据えて、この地域の経済的ポテンシャルを引き出す時間的猶予があると思われますが、苫小牧市と多方面の行政分野または経済分野で連携することのメリット、デメリットを、そもそも山口市長はどう捉えていらっしゃるのか、伺います。

さらに、今後、恵庭市と同様に、隣接する苫小牧市あるいは他の自治体と包括的な事業協定等を結ぶ可能性について、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、中項目3、医療体制整備について伺います。

まず、この1年間、地域の医療を支えてくださった医療従事者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

現在、市内では、以前のような爆発的な感染は起きていない状況ですが、感染が落ち着いている今のうちに、医療現場を立て直し、次の感染拡大に備えられる環境を整えることで、地域医療を支えなければならないと考えます。

まずは、市民病院についてですが、令和2年度の病院事業会計の第2回補正予算を見ますと、入院、外来ともに患者数が激減し、令和2年度の予定数は、入院患者数で既決予定数の約7割、外来患者数で約8割となっております。病床使用率については、80.7%の予定を56.2%に補正されました。この原因は、病院の一部診療制限と市民の受診控えと考えられます。

先日の厚生環境常任委員会の中で、病床使用率が7割を切ると、病院経営の見直しが必要な水準であることが説明されました。緊急事態宣言の判断指標の一つともなっている新型コロナウイルス感染症の重症者の病床使用率については、50%でも大変なのだと改めて知ったところです。

そこで、千歳市民病院のここ5年間の病床使用率を調べてみましたところ、平成29年度決算77.2%、平成30年度決算77.9%、令和元年度決算71.6%、令和2年度当初予算80.7%、補正による最終見込みが56.2%、令和3年度予算案79.5%となっております。

ここで気にかかるのが、新年度予算案の79.5%という数値です。委員会では、コロナ禍の影響を勘案しない数値との説明がありました。

しかし、新年度も、当然、新型コロナウイルス感染症患者は発生すると思われますし、市民病院でも引き続きコロナ病床を確保いたします。

市民病院の病床数は190ですから、コロナ病床を10床確保するならば、当然、ゾーニングの問

題もあり、残りの184床を全て通常入床に使えるとは考えられません。
この病床使用率79.5%という数値の算定根拠について、いま一度お示し願います。
また、市民病院は、新型コロナウイルス感染症の患者対応をした上で、通常医療を圧迫することはないのか。
昨年、入院や手術を後回しにされた患者が、新年度は、適切な医療の提供を受けることができるのか。
さらに、市民の受診控えを招くことがないのかという懸念についても、御所見を伺います。
次に、市内の民間病院の医療体制について伺います。
今年度は、新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関助成金として、市は、コロナ患者を引き受けた民間病院に患者1人当たり100万円を助成してきましたが、来年度は予算化されておりません。
この助成は、新年度からはなぜ措置されなくなるのでしょうか。
これからもコロナ患者を引き受けていただける病院は、地域では欠かせない貴重な存在と考えます。
この助成事業がなくなった上で、地域の2次医療を支える医療機関として成り立っていくのか、甚だ疑問に感じますが、御見解をお示しください。
新型コロナウイルスワクチンの接種については、市民の誰もが思案をしているところだと思います。
千歳市では、2か所において集団接種を行うと説明されていますが、入院や施設入所をしている方、在宅介護を受けていて外出が困難な方など、接種会場まで行けない方がいらっしゃいます。
このような方々に対する接種方法として、巡回接種、訪問接種なども実施すべきと考えますが、市長の御見解を伺います。
接種に対する不安や不明点、接種後の副反応への対応など、相談体制は重要です。千歳市でも電話相談窓口を設置するとされています。一方で、北海道にも厚生労働省にも電話相談窓口がございます。接種に対する疑問を抱えた市民は一体どこに電話をすればよいのか、戸惑う可能性があります。
このような相談事はここにという分かりやすいマニュアルを市民に明示していただきたく思いますが、御所見を伺います。
ワクチンの接種に関して、周りの様子を見ながら、接種するかどうか考えるという方は多いと思います。なるべく多くの方にワクチン接種を受けていただくためにも、新型コロナウイルスの感染状況と同様、千歳市として、タイムリーに接種状況を開示することが必要だと考えます。
例えば、本日までの接種者総計○○人、副反応としてこのような事例があったというような情報開示はできないものでしょうか。
もちろん、個人のプライバシーを尊重した上でのことですが、的確な情報を提供することが、接種率を上げることに対して大変有効な手段だと思います。市長の御見解を伺います。
今後、ワクチンの接種証明を発行してほしいという市民からの要望が上がることが想定されま

す。社会活動を再開する中で、例えば、海外出張や大規模イベントへの参加などの際、接種証明を求められることもあるのではないでしょうか。

接種終了者に対して千歳市から接種証明書を発行できるのか否か、伺います。

ワクチン接種が全ての市民に行き渡るまで何か月かかるのか。ワクチン供給状況の先行きが見通せない中、長期間にわたって接種体制を整えることが必要になります。

集団接種場所では、昼夜や土日にかかわらず、接種が行われる可能性もあるのではないでしょうか。その際に心配されるのが、接種業務への対応に当たる職員の健康管理や処遇です。

既に集団接種を行うための体制が組まれているようですが、御所見を伺います。

また、職員は、現在、在宅勤務体制も含めて、少ない人数で職務に当たっており、さらに、ワクチン接種事業の実施には他部門からの応援も必要と聞いております。

庁内全体に影響があることに鑑み、市民サービスが適切に継続されるよう、また、職員のワーク・ライフ・バランスが適切に保てるように、職務体制を確保することを求めますが、市長の御見解を伺います。

PCR検査についての考え方は様々あり、今現在が陰性であっても、明日はどうなるか分からないといった理由から、PCR検査に対して消極的な意見も多く聞かれます。

しかし、現在は、予防手段の一つとしてPCR検査が多く活用されており、プロスポーツ選手が定期的にPCR検査を行うことにより、大相撲やプロ野球、Ｊリーグなどを楽しむことができています。

また、積極的にPCR検査を行うことにより、陽性が確認されても、最小限に影響を抑え、クラスター化を防ぐ一つの手段となっています。北海道の来年度予算案でも、PCR検査の拡大に9億円を計上しています。

そこで、医療、介護、福祉、保育や学校などの従事者に対する月２回の定期的なPCR検査の実施を提案します。

公費で、エッセンシャルワーカーに定期的なPCR検査を行う自治体も増えてきております。

千歳市においても、エッセンシャルワーカーに対して定期的なPCR検査を実施することが、感染予防のために必要なことと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

PCR検査の拡大というと、また医療の現場が逼迫すると考える方も多いかもしれません。確かに、現在のPCR検査の実施にプラスして、長期間にわたるワクチン接種を行うことは、医療の現場の多忙に拍車をかけるでしょうが、PCR検査については、民間検査も充実してきています。

現在のPCR検査の受検基準のように、陽性を確認するための検査ではなく、エッセンシャルワーカーに対しての、いわゆる陰性を確認するための検査ならば、民間の検査機関を利用するのも一考ですが、市長の御所見を伺います。

中項目4、市民協働の在り方です。

山口市長は、今から18年前、千歳市長に就任される際のマニフェストの中に、新たな挑戦、そして夢実現、人育て、市民協働により活力が循環し継続する町へというキャッチフレーズを掲げられて以来、市民協働を市政運営の大きな柱として進めてこられたと承知しております。

平成19年3月に、みんなで進める千歳のまちづくり条例を制定して以来、市提案型あるいは市

民提案型の協働事業、また、ひと・まちづくり助成事業等を実施しながら、今日に至りますが、正直なところ、その成果を肌で感じられるような市民の変化をなかなか実感できないところでもあります。

これは、ひとえに、事業の成果が、誰にでも分かる数値的な定量評価で示されてこなかったことが大きい要因と感じるところです。

さて、来年4月から、成人年齢が18歳に引き下げられます。山口市長が就任された年に生まれた新生児は、今年、成人する年齢となります。

同様に、スタートからここまで18年間で、市民協働の推進は成熟を迎えたのか、まちづくりに率先して寄与する市民はどれだけ増え、実践はどこまで進んだのか、関心の尽きないところであります。

ここで、改めて、市民協働事業に対するこれまでの評価と今後の展望をお伺いしてまいります。

山口市長は、市民協働事業の成果を問われた過去の議会において、みんなで進める千歳のまちづくり条例の施行後、市民協働に係る各種取組を展開してきたことにより、協働事業に取り組んだ市民が新たな事業や団体を立ち上げるなど、市民協働の担い手の育成や、行政活動への市民等の積極的な参加が促進され、一定の成果につながっていると答弁されております。

市民が自主的に提案した事業が花開き、行政のサポートから離れて独り立ちしてこそ、真の成果と感じるところです。

事前に頂いた資料によると、過去に採択された市民提案型事業の数は25事業ですが、市の補助金交付期間が切れた事業のその後の継続状況がどうなっているのか、具体的にお示しください。

山口市長は、今般の市政執行方針の中においても、市政運営の基本姿勢として、第1に、市民協働により住みよい発展が続く都市づくりを挙げております。

ここで疑問に感ずるのは、さきの質問でも触れたように、厳しい財政事情の中で、市民協働事業をこれまで以上に促進できるのかという点であります。

今後、長期にわたって市民協働による活力あるまちづくりを進めていく手法について、いま一度分かりやすくお示し願います。

そもそも、役所と地域が協働して住民サービスを行っている事例は、町内会活動においても行われている防犯灯の設置やごみステーションの維持管理など、数十年も前から存在しております。

当時は、向こう三軒両隣の交流があり、行政から言われるまでもなく、近隣の高齢者の見守りから、独り親の世帯の子供のケアまで、いわゆる互助、共助が当たり前のように存在をしていました。

今、地域包括ケアの必要性が叫ばれる中で、大前提となる互助、共助の精神をどのように再び醸成させていくのかが大きな課題であると感じます。

そこで、提案でありますが、町内会活動やコミュニティ協議会活動は、市民協働活動の定型的一分野として位置づけ、かつてのように市民の自主性と互助精神の萌芽を促しながら、市あるいは町内会連合会によるサポートや助言を行うことが、現状の地域活動の問題や課題の解決、また、コロナ禍における市民活動の財源不足を補う手段としても極めて有効と考えるところです。この点

について、市長の御所見を伺います。
市民協働の推進に関して、必要な事項を調査、審議し、実践する機関として、市民と市職員で構成する千歳市市民協働推進会議が設置されています。
この会議の所掌事務の中には、協働事業に係る実施事業及び団体の審査、市民協働の対象とすべき事業の選定、条例の見直しなどが記載されております。
委員は、市内に在住または通勤、通学する18歳以上の者で、公募による方、市民活動団体または事業者の推薦を受けた方及び市職員となっております。
ここで疑問に感じるのは、推進会議の委員を選任する根拠が、所管部長の専決で事足りる要綱に定められていることです。事業の選定から、まちづくり条例の見直しまでも提言できる推進会議の委員選任が、議会に諮られることも報告されることもなく、担当部長レベルの専決で決定されるというのは甚だ違和感を覚えます。
少なくとも、市政の方向性について意見を述べ、市長からの諮問を受けるような会議の委員選任においては、その手続を条例で定めて、透明性を確保する必要があると考えますが、市長の御見解をお示しください。
市民協働事業の実施者に対して、今月３日付で、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民協働事業推進に係る経費が予算計上できないことを理由に、令和3年度事業を中止し、1年間、事業期間を延長するとの通知がなされたと聞きました。
事業予算が逼迫していることは十分理解しますが、中には、中断、延期ということで、せっかくの効果が失われる事業も存在するのではないでしょうか。
市政執行方針に掲げた、市民協働事業による活力あるまちづくりの位置づけにも大きく矛盾すると考えますが、令和3年度中止事業の今後の進め方、また、今回の判断に至った経過、事業の実施者とは事前にどの程度の詰めの協議を行ったのか、いま一度詳しくお示しください。
中項目の5、生活保障についてお伺いします。
経済、雇用環境の改善がなかなか見られない中、低所得の子育て世帯に特に大きな困難が生じております。
独り親世帯に対しては、昨年８月に、低所得者の独り親世帯への臨時特別給付金が支給され、12月にも再支給されております。
この施策については、何とか年を越せたなどの喜びと感謝の声も聞かれるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による減収や休業、ひいては、仕事が見つからないといった雇用情勢の悪化がさらに深刻化しており、子育て家庭からは、今後の生活に対する不安の声が再び上がっています。
昨年の給付は、財源不足から、特に独り親世帯が優先され、２人親世帯は後回しとなりました。しかし、２人親であっても、生活に窮する家庭があります。
２人親世帯に対する国の支援がない現在、子育てするなら千歳市とのキャッチフレーズを掲げる町として、未来ある子供たちを積極的に支援する事業が必要と考えます。
低所得の独り親世帯への臨時特別給付金の支給対象者と同じ水準の所得世帯を対象とした2

人親世帯に対する支援金を、千歳市独自の支援策として給付することを提案しますが、市長の見解をお伺いします。

住宅確保給付金の支給が最大12か月まで延長されるなど、雇用情勢の悪化はさらに深刻化しています。休業、失業している人を生活保護に陥らせないためにも、積極的に雇用を創出していくことが必要です。

緊急事態宣言やインバウンドの皆減により、飲食、宿泊などの分野で失業が増える一方、主に福祉関係などで人材不足が深刻な分野もあります。

先日、厚生環境常任委員会では、NPO法人ちとせの介護医療連携の会からのヒアリングを行いました。

ある福祉事業所でクラスターが発生した際、職員が次々に入院し、あるいは辞めていく中、残った職員の献身的な努力により、何とか持ちこたえたことが報告をされました。

介護の現場は、コロナ禍がなくても、慢性的に人手不足の状態の中で、各事業所が何とか人をやりくりしている状態です。

このコロナ禍を契機に、積極的に雇用の転換と促進を図る政策が必要と考えます。慢性的な人手不足は、福祉や保育分野のみならず、土木、建設分野でも言われております。

千歳市として、どの業種に積極的に雇用を生み出すべきかを緻密に分析した上で、その分野に雇用を生み出すための積極的な動機づけの制度をつくることを提案いたします。例えば、職業訓練に対する支援金です。

現在も、千歳市には、独り親家庭を対象とした、職業訓練に対する給付金制度はありますが、失業者を減らし、経済に活力を生み出すためには、もっと対象者や対象分野を広げていただきたいと提案いたしますが、市長の所見を伺います。

また、あわせて、必要な業種に市外から就業する人への支援の一つとして、千歳市に居住する場合の家賃支援制度を設けることを提案いたします。

千歳市が、積極的に、必要な分野の雇用を確保するのと同時に、人口増にも結びつく前向きな施策と考えますが、市長の御見解をお伺いします。

コロナ禍が長期化することにより、家庭内でのストレスの増大も社会問題となっております。

リモートワークが拡大する中、家庭内での夫婦げんかやDVにつながったり、外に出ることがはばかられ、家の中で孤立をしてしまうことがあるほか、高齢者の孤独、孤立はさらに深刻な問題です。

ここ10年を見ますと、自殺者の数は減少傾向にありましたが、昨年は、全国では2万人を超えました。自分だけで悩みを抱え、ふさぎ込んでしまう方々に対して一番必要な、ちょっとした声がけというのも、人との会話が制限される現在ではなかなかできないという状況です。

千歳市では、女性相談窓口、子育て相談窓口、福祉相談窓口など、それぞれ相談窓口が分かれておりますが、相談者の中には、複合する問題を抱えている方もおられます。

行政の専門性は中のこととして、市民の相談窓口はワンストップ化を図るべきと考えますが、御所見を伺います。

また、相談者に寄り添うための入り口を増やす施策も重要と考えます。市役所の窓口に来られるだけの行動力がある方は孤立をしません。実際には、電話をかけることすら、ためらう方が多いのが現実です。

窓口や電話だけではなく、ショートメールなどのSNSなど、もっと簡単にアクセスできる、差し伸べる手を増やす対策を求めますが、併せて御所見を伺います。

中項目6、中心市街地活性化です。

千歳に限らず、コロナ禍の影響で日本中の経済が停滞している中、いきなり明日の経済対策を講じるのは難しいことです。この際、じっくり腰を据えて、冒頭に述べた不況なおよしの精神で、5年後、10年後の千歳のまちづくりに取り組むべきです。

千歳の中心市街地の中核として、にぎわいづくりに寄与をしていた千歳タウンプラザ内のまちライブラリーが今年度末で閉鎖されることとなりました。実際には、コロナ禍を理由に、昨年の12月6日から休館が続いており、このまま閉鎖になるものと思われます。

このアナウンスがあった際、市は、当初、寝耳に水といったようなコメントをされましたが、千歳タウンプラザについては、平成26年度にも、運営主体のセントラルリーシングシステム株式会社から、施設の老朽化を理由に、全テナントを撤退させ、閉鎖するとの発表があり、早晩、同様の声が上がることは容易に予測できたものと思っております。

そこで、幾つかお伺いをいたします。

平成11年から始まった中心市街地活性化基本計画以降、20年以上にわたる長い年月をかけ、多額の市費を投じたにもかかわらず、現在の中心市街地の商業機能とにぎわいは、当初と比較にならないほど、無残に落ち込んでおります。

この千歳タウンプラザにこれまで投下した市費だけでも、中心市街地整備改善事業と中心市街地機能維持補助金の合計で7億円を超えております。

私は、第2期商業振興プランの初年度である平成27年の決算特別委員会の質疑の中で、決してこれまでと同じ轍だけは踏まないでいただきたいと固くお願いをいたしましたが、そこから5年が経過し、いまだに受動的に振り回されるばかりの市の姿勢を見て、むなしさを感じております。

まず、この5年間の中心市街地活性化に対する市の取組と総括についてお尋ねをいたします。

次に、新年度予算では、中心市街地機能維持補助金が皆減となっておりますが、これまでの経過を踏まえると、千歳市としては、まちライブラリーのみならず、千歳タウンプラザ全体の撤退をも予見しているものと受け止めてよいのでしょうか。

昨日の、自民党議員会、山崎議員の代表質問に対する答弁において、所有者側からは、今後について、千歳タウンプラザができるだけ中心市街地活性化に寄与する形で、市と協議を行いたいとの申出があったと明かされましたが、民間が所有する施設である以上、今後の選択肢として、千歳タウンプラザ全体が閉鎖されたり取り壊され、跡地には、全く商業機能を持たない施設が造られることも想定しなければならないのではないでしょうか。

いずれにしても、これまで千歳タウンプラザ全体が担っていた中心市街地における中核機能、まちライブラリーが担っていた市民活動拠点としての機能、また、中心街コミセンの3つの大きな機

能の全部あるいはいずれかを外部に移設しなければならない可能性がありますが、市として、これらの機能を担う新しい受皿の検討は、具体的にどこまで進んでいるのでしょうか。

また、今般、第3期商業振興プランに、官民連携によるエリアマネジメントの推進がうたわれておりますが、これまでの連携と、どのように、意義、形が変わるのか、具体的にお示しください。

新年度から、第3期商業振興プランが始まります。

市民アンケートでは、既に、にぎわいの中心は10年以上前からイオン千歳店周辺との回答が出ており、また、商店街がにぎわいの場としての役割を果たしていると実感していない市民が8割以上であるにもかかわらず、商店街に多くの人が訪れ、回遊し、にぎわいを創出させるような取組の推進が必要であると一方的に決めつけている根拠は何でしょうか。

既に、中心市街地の活性化と商店街振興がイコールでリンクする時代ではないことを認識すべきだと思いますが、中心市街地を活性化させるため、どのような商店街振興の秘策があるのか、念のために伺います。

市長の市政執行方針に書かれていた、中心市街地のにぎわいを促進するエリアマネジメントのプラットフォームについては、おおむね理解をしたところですが、幅広い人材をもって構成するとされるこのプラットフォームの概要が、商業振興プランの中には一切記載をされておりません。その理由をお示しください。

また、昨日の答弁では、エリアプラットフォームへの参加者について、商工会議所や市商連に加えて、これまでまちづくりを進めてきた地元商業者とのお答えがありましたが、私は、民間からの参加者については、新規就業を希望する若者や移住者など、自らがリスクを背負う覚悟を持ち、真にやる気とアイデアを持つプレーヤーに一新しなければ、これまでの商業振興プランの二の舞、三の舞となり、まず成果はないと断言いたします。

答弁の中にあった、主体性を持って行動できる人材とは、具体的にどういう資質を備えた人材を指すのか、彼らプラットフォームに参加する人材を指名する責務者は誰なのか、最後に伺います。

中項目7、公共交通の在り方についてお尋ねします。

千歳市では、平成30年度から、市内のバス路線を維持するため、路線を運行するバス会社に、赤字相当分を原則として全額補助しております。

事前に頂いた資料によれば、路線再編後の平成29年以降、年間5%弱で順調に増加していたバス利用客は、新型コロナウイルス感染症が蔓延した後の昨年9月の調査では、全体で20%を超える大幅な落ち込みを見せています。

路線別の内訳で見ますと、中央バスのみどり台空港線や桜木空港線、千歳空港支笏湖線など、空港を拠点とするバス路線が30%以上の落ち込みを見せており、やはり、ここでも空港利用者減少の影響がうかがえます。

新型コロナウイルス感染症の拡大で収支が大幅に悪化したことから、市は、新年度の予算案に、バス運行会社への補助金として、およそ1億7,800万円を盛り込んでおります。

ここで、まずお伺いしたいことは、新型コロナウイルス感染症による影響がどこまで継続するか分からない中で、このままの状況を看過すれば、ただ赤字が増え続け、せっかく順調に利用者が増え

始めていたバス路線の維持が困難になってしまうのではないかと懸念するところでありますが、御所見を伺います。

平成２８年に策定された交通戦略プランが新年度に見直しをされると伺っております。

これまでのプランは、パートⅠの千歳市地域公共交通網形成計画と、パート2の千歳市地域公共交通再編実施計画に分かれておりましたが、このコロナ禍にあって、新しい計画については、どのような観点で策定されるのか、お尋ねいたします。

また、新しい計画の策定に当たっては、町内会等の組織だけではなく、実際に公共交通を利用されている方々の生の声を基に、見直しを図っていただきたいと願うところですが、御所見をお示しください。

公共交通戦略の成果指標や目標設定に関しては、乗降客数や運行率などの数値をアウトカムとして用いているケースが多いものと推察いたしますが、コロナ禍の影響を受けている間の数値については、単純に比較することはできず、補正をかける必要があるものと考えますが、どのように対応されるのか、御所見があれば伺います。

中項目８、新たな観光の展望についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を最も大きく受けた産業の一つが観光であります。

北海道も、インバウンド観光客の順調な推移から一転し、非常に厳しい状況が続いております。

このような中、今、世界で観光再生の鍵とされているのが、マスツーリズムからコミュニティーツーリズムへ、要するに、量よりも質を追求する観光スタイルへの転換です。

これまでの国内の観光は、旅行客の好みに合わせて、サービスの内容や料金を変えて対応するスタイルが主流でした。しかし、このやり方は、繁忙期と閑散期によって、必要なスタッフの数から、かかるコストまで、大きな波があります。インバウンド需要に合わせてキャパシティーを増やしてきた事業者ほど、現在、コロナ禍の影響で苦しんでいます。

コミュニティーツーリズムの考え方は、事業者側から旅行者に合わせるのではなく、旅行者側に、ありのままの地域の環境やライフスタイルを受け入れてもらうことで、経営リスクを平準化しながら、安定した内容と価格によるサービスを通年で提供するというものです。

現在、コロナ禍の影響の真っただ中ではありますが、世界中、日本中で新たな観光の形が模索されております。

千歳市にも、大勢の観光客や市民が集まる、JAL国際マラソン、支笏湖氷濤まつり、スカイ・ビア＆ＹＯＳＡＫＯＩ祭、その他たくさんのイベントがありましたが、これからは、新しい生活様式に準拠した新たな形のイベントが必要になると考えます。

今年度開催された千歳のイベントとしては、新規イベントでもある支笏湖ブルーキャンプ、そして支笏湖氷濤まつりがありますが、氷濤まつりでは、新型コロナウイルス対策に万全を期した上で、会場を屋外美術館のように仕立てるコンセプトで、美しい氷の世界、支笏湖のすばらしい自然を表現されたことに感銘を受けました。まさにコミュニティーツーリズムにつながる新たな観光の形に変化したものと高く評価をするところです。

これらの経験を他のイベントにも活用し、奇をてらわず、千歳市が持つ自然や特産品を生かした

スタイルで、新たなイベントの創成を図っていただきたいと願うところですが、市長の御所見を伺います。

新型コロナウイルス対策で財政が逼迫する中、市民が密集して飲食を楽しむようなイベントは、いましばらく開催が難しいものと考えますが、根強いファンを持つ観光地やコンテンツ、食文化などが簡単に廃れることはないでしょう。

昨年、千歳市が、地元出身の声優を配したアニメーションを活用して、新たな観光の形を確立したように、市や事業者のみならず、意欲ある市民が計画立案した、小さな文化、スポーツイベントなどを市民協働事業で少しずつ大きく育てていく自主自立型観光の推進も可能ではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生前の古い形に戻るのではなく、withコロナ時代でも成り立つ新たな観光の形に変化させ、対応できた市町村だけが観光地として生き残り、選別されていくのではないでしょうか。

今こそ、生き残りをかけて、これまでの形に固執することなく、千歳の特色を生かした新しい観光コンテンツの開発が必要と考えますが、市長の御所見を伺います。

大項目2、教育施策等について、中項目1、子供の貧困と教育格差について伺います。

厚生労働省が発表した平成28年国民生活基礎調査の結果によると、日本の相対的貧困率は15.6%で、7人に1人が貧困状態にあると言われています。この貧困率は、平成24年度に16.3%でピークを迎えた後、好景気に支えられる形で、一旦は13.7%まで改善しました。

しかし、またじわじわと上昇しつつあります。特に、この15.6%のうちの半数がひとり親世帯であることも大きな問題と言えます。

子供の貧困がもたらす負の連鎖は数多くあります。非正規雇用が増え、親の収入が少ないことで、ダブルワークなどの過密労働になりやすく、子供と共に過ごす時間がどうしても短くなります。

親の疲労や心身的ストレスから、子供とのコミュニケーションが不足し、学習意欲の低下やひきこもり、自己肯定感の低下といったことなど、子供の心理にも大きな影響を与えます。

日本財団のレポートでの推計によると、子供の貧困がもたらす社会的損失は42.9兆円に及ぶと言われております。

貧困家庭の子供が増えることは、ストレートに学習環境の悪化を招きます。

貧困層と富裕層が二極化することで、教育格差が生まれます。

高等教育を受けられない環境に置かれた子供がそのまま成人すれば、社会全体の生産性が低くなるばかりでなく、生活保護などの社会保障費を増大させ、財政をさらに圧迫する要因ともなります。

今定例会で示された教育行政執行方針の中に、教育行政の3つの基本姿勢が示されています。その一つに、学校、家庭、地域が連携するつながりの教育による人づくりが掲げられております。

今、この日本に必要なのは、まさに、人間同士の心のつながりを重視する教育であると深く同意するものでありますが、現実は、学校、家庭、地域の3者の連携がしっかり図られていないのが実態ではないかと思います。この3者連携を図るために、まず第一義的に、行政内部の情報伝達をし

っかり図る必要があると考えます。
市の所管でいえば、学校は教育委員会、家庭についてはこども福祉部、地域については市民環境部や保健福祉部の所管になるかと思いますが、まず、行政内部で、問題を抱えた子供たちの情報はどのような手順で伝達されているのか、お伺いします。
子供の貧困を防ぐ取組の一つとして、地域での子供の居場所づくりがあります。学童クラブなどの放課後教育やこども食堂などの取組もその一例と言えます。
しかし、例えば、学童クラブ内での様子は、家庭と学校に伝わっても、地域には伝わってまいりません。
全国には、地域が、塾などに通えない子供たちに対して、寺子屋のような学習サポートを行っているところもあります。このような取組を行えば、自然なコミュニケーションの中で、地域も子供たちの内情に触れることができます。
登下校の見守りをしている方から、コロナ禍において、不衛生なマスクを使い回したり、薄着で登校するなど、明らかに保護者の目が行き届いていない児童がいるとの報告を受けました。
しかし、このような情報を学校に伝えるべきなのか、地域はどこまで子供たちの内情に関わってよいのか、分からないということであります。
このような問題は、かつて、地域コミュニティーの中で簡単に解決できたことですが、個人情報の保全が当たり前となって以降、地域が子供たちの生活状況に関与できなくなっているのが実態です。
しかしながら、隅々まで目の行き届く行政が今後は難しくなってくるのではないかと考えると、昔のように、共助としての地域の役割を維持しなければならないと考えるところでもあります。
教育委員会として考える、学校、家庭、地域のそれぞれの役割、学校に対する地域の望ましい在り方についてお示しください。
千歳の高校生、大学生等に対する奨学金の支給額は、年々拡大されてきております。一方で、その枠を上回る申請者がおり、令和元年、2年とも支給枠を超えています。
令和2年度分の申請は、3月から4月に締め切りですが、来年度は、コロナ禍の影響もあり、さらに多くの出願が見込まれるものと推察され、来年度予算において、支給人数を、高校生枠、大学生枠ともに拡大したのは大変評価するところであります。
現行の奨学金は、高校生が月額7,000円、大学生が月額1万円ですが、入学に際しては、学校から購入を求められる物品等で大変多くの出費が必要となります。
小中学生に対しては、入学の際にも就学援助がありますが、高校生等に対しても同様の支援を千歳市としてぜひ手当てすべきと考えます。
未来ある子供たちの進路を家庭の経済状況で左右させない施策の実現を御一考いただきたく、お願いいたします。
次に、中項目2、千歳市教育振興基本計画の内容について、一部伺います。
レクチャーの際には、GIGAスクール構想と、当市が進めるICT整備の関連をお尋ねする予定でしたが、先ほどの今野議員の質問の際の答弁で理解をいたしましたので、この項目は割愛させて

いただきます。
次に、特別支援教育の充実についてお伺いします。
特別支援学級の配置については、原則、必要とする小中学校の全てに配置する方針と理解をしております。
このたび、市内の緑小学校、千歳第二小学校、日の出小学校、桜木小学校、泉沢小学校、東中学校の6校に特別支援学級が設置されたとのことであります。
そこで、お伺いいたします。
教育振興基本計画に記載された現状と課題によれば、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和2年度で191人と、平成25年度の115人から大幅に増加をしておりますが、その主な要因をお示しください。
新年度より、特別支援学級を6校同時に新設するとのことで、唐突な印象も受けますが、これは、それぞれの学区内で、支援を要する児童が急増したことによるものなのか、それとも、今後の増加を見込んで事前に準備するものなのでしょうか。特別支援学級を設置する際の基準や理由があるのであれば、お示しください。
次に、センター校となる北進小中学校と各校の特別支援学級の役割分担について、また、通学する児童生徒はどのような基準で通学先が決まるのかについてお示しください。
また、進級の際に特別支援学級を勧められた保護者の不安や悩みを解消するため、専門家による支援相談体制の確立を提案いたしますが、御所見を伺います。
現在のところ、空き教室がないなどの理由で、特別支援学級が設置できない学校はどのくらいの数になるのでしょうか。
また、それらの学校区に居住する児童生徒については、どこで支援対応をすることになるのか、お伺いいたします。
大項目3、選挙事務体制について、中項目1、投票所の運営について伺います。
当市では、本年5月末に市議会議員選挙が、秋までには衆議院議員の総選挙が執行されることが確定しております。
報道によれば、昨年、全国で行われた6つの知事選挙のうち5つ、県庁が置かれた7つの市の市長選挙のうち6つにおいて、期日前投票の割合が過去最高を更新したほか、緊急事態宣言の下で執行された全国の市区長選挙15のうち9つが過去最低の投票率を更新したとされております。
このことから、千歳市内で行われる選挙においても、新型コロナウイルス感染症に対する警戒感から投票を敬遠する人、また、密を避けて期日前投票を選択する市民が大幅に増えるのではないかと懸念されます。
このことを前提として考えますと、特に、選挙期間中における投票所内の感染防止対策の徹底と期日前投票所の拡充が、投票率の低下を最小限に食い止める大きな鍵になるものと考えます。
そこで、お伺いをいたします。
まず、選挙期間中の投票所などにおける新型コロナウイルス感染症予防策について、国や北海道選挙管理委員会からは、どのような指示が来ているのか、お示しください。

次に、細かい点を挙げれば切りがございませんが、投票所内における人の動きなどを考えた場合、感染リスクとして考えられるのは、投票所内の混雑のほかに、素手による記載台との接触、鉛筆等筆記具の使い回し、土足禁止投票所におけるスリッパ等の使い回しなどが考えられます。

このことから、投票所内における消毒対策とともに、有権者に対して、投票に際しての筆記具の持参を事前にお願いするほか、全ての投票所で土足のまま入場できるように対応していただくことが肝要と考えますが、対応についてお伺いいたします。

さらに、かねてより懸案となっていた期日前投票所の増設について、現時点においてどこまで進捗しているのか、お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○佐々木議長　10分間休憩いたします。

（午後4時15分休憩）

（午後4時24分再開）

○佐々木議長　再開いたします。

あらかじめ、時間を延長します。

◎山口市長　ちとせの未来を創る会、北山議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、財政危機への対応について、第7期総合計画に掲げた予算事業の執行についてお答えいたします。

令和3年度からスタートする第7期総合計画は、将来都市像を、人をつなぐ、世界をつなぐ、空のまち、ちとせとして、人口の増加を維持することによって町の勢いを持続することを目指して策定いたしました。

第7期総合計画では、この将来都市像を実現するための7つの基本目標と39の展開方針を設定し、令和3年度においては、101の施策と782の事業を展開する予定としております。

令和3年度の782の事業につきましては、令和2年度において新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小や凍結したイベントなどを引き続き予算計上しないことなどを念頭に置いて編成したものであり、全ての事業が、コロナ禍における市民生活の安定と町の活力を維持するため、かつ、第7期総合計画を着実に推進するために必要な事業であると考えております。

これらの事業につきましては、令和3年度から実施する行政評価の中で、施策への貢献度などを通じて、事業の維持、縮小などの判断をすることとしており、翌年度の施策や事業にその結果を反映してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見えない中、令和3年度においても、市民の健康を守るために、予定事業の延期や凍結をし、新たに取り組む優先すべき事業が生ずる可能性もあると考えておりますが、その場合は補正予算で対応してまいります。

次に、市税歳入の確保についてであります。

歳入の根幹である市税は、市政運営において大変重要な財源であるとともに、納税の公平性を確保するため、収納率の向上に努めているところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することによって事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合などには、徴収猶予の特例制度が適用され、本市においても、約12億7,000万円の市税を猶予したところであり、これらの市税は、原則として1年間納税が猶予されるところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、現在も終息の見通しが立っておらず、令和3年度においても、市税を納税することが困難な場合も想定されますことから、納税相談を通して、納税いただくことの重要性を説明するとともに、分割納付や、特例制度以外の徴収猶予制度の活用など、納税者の置かれた状況に十分に配慮しながら丁寧に対応し、仮に予算を著しく下回った場合には、他の歳入の状況や決算を見据えながら、必要が生じれば、基金繰入金など他の歳入を活用しながら対応してまいります。

次に、財政の効率化に向けた行政評価と予算査定との連動についてでありますが、令和3年度からは、これまでの行政評価システムの課題を踏まえ、総合計画において新たに設定した施策体系を生かした新たな行政評価システムを導入いたします。

新たな行政評価システムにおいては、予算編成前の8月に、総合計画に位置づけた全施策を対象として、指標の推移や、構成する事業の施策への貢献度などを分析し、現年度における評価時点での施策の評価と、事業の継続、廃止等を含めた事中評価を実施することとしております。

この評価結果につきましては、翌年度以降の予算査定に反映させ、効率的な行財政運営に努めてまいります。

御提言のありました、補助団体の予算決定過程で市民がヒアリングする仕組みが導入できないかでありますが、各事業の予算決定までには、個別の事業査定において、現状の分析、評価、事業の必要性、要求根拠、要求内容と経費の適格性、適法性、想定される効果の評価、今後の事業計画と将来的な推移などを考慮し、さらに、予算全体における当該事業の優先性、経費配分の適正性、財源確保がされているかなどの観点も加えるなど、専門性が求められる上に、極めて短時間に判断が必要なものであり、予算決定過程で市民がヒアリングする仕組みについては難しいものと考えております。

補助団体などの予算査定については、当該団体を所管する担当を通じて、団体の意向などを十分にお聴きするとともに、市民サービスなどにつきましては、時期にかかわらず、市民や市民団体からの要望などを様々な場面でお聴きしながら、予算を決定してまいります。

また、平成24年度から導入しております、市民による行政評価制度、市民行政アセスでは、総合計画に位置づけた施策の評価を行っておりますことから、市民の意見を取り入れる制度として、引き続き取り組んでまいります。

次は、近隣自治体との連携についてお答えいたします。

初めに、恵庭市との連携の進捗状況ですが、恵庭市との連携につきましては、令和元年8月に連携を開始して以来、18分野、26事業、40の細事業について、行政コストの削減や業務効率化などを目指して、具体的な連携の検討を行ってまいりました。

令和2年度における細事業の現状について、現在、取りまとめているところでありますが、既に連

携を進めている事業としては、支援が必要な子供に対する発達支援や障がいに関する研修や講演会の共同開催、観光分野での共同プロモーション、連携イベントの開催、圏域外からの移住促進のための合同移住相談会の実施など7事業であります。

また、具体的な連携を進めるために着手している事業としては、地域FMによる情報発信の可能性調査、職員研修の共同開催など4事業があり、このほかの29事業については、相互の業務や事業についての情報共有や、取組に関する協議を行っております。

次に、覚書の目的、連携事業の内容やスケジュールを見直す考えがあるかでありますが、覚書につきましては、令和元年8月に、人口増加が続いている、道内でも数少ない都市であります本市と恵庭市が、相互に有益な協力関係を強化し、最少の経費で最大の効果を上げることを目的として、両市の市長により締結をしたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、両市の市民生活や社会経済活動に大きな影響を与えておりますが、覚書の目的は、地方行政における共通の課題であり、連携することで課題解決につながることが期待できると考えておりますことから、見直す考えはありません。

連携事業の内容やスケジュールに関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の予定どおりに協議が進まなかったり、取組を実施できなかった事業もあったことから、担当課における協議の中で、必要に応じて見直すこととしております。

次に、市民規模での交流事業等を促進する考えについてでありますが、通勤や通学、買物や医療等の生活圏を同じくする恵庭市とは、それぞれの市で開催されるイベントに、両市の市民が参加することも多いと想定しており、市民間の交流も各所で行われているものと考えております。

現在の連携事業においては、公共施設へのイベントポスターや広報誌の相互掲示などを行っており、交流事業の促進に関する取組はまだありませんが、今後、恵庭市とよく検討してまいります。

次に、両市の市民による公共施設等の相互利用についてでありますが、現在、連携事業の一つに、公共施設の相互利用や配置に関する検討がありますことから、その協議の中において、今後、検討してまいります。

なお、昨年11月にオープンした、恵庭市の花の拠点内施設、えにわファミリーガーデンりりあにつきましては、子育て支援を目的として、1月中旬から3月末までの期間限定で、恵庭市内の保育施設の団体利用を1時間無料とする事業を実施しておりますが、この実施に当たり、千歳市との連携の一環として、千歳市内の保育施設についても同様の扱いとする申出をいただいており、市内の保育施設に周知したところであり、このような形での相互連携につきましても、検討してまいります。

今後につきましても、まちづくりの歴史的経緯や生活圏などを同じくする恵庭市と、連携の重要性について、認識を相互に共有するとともに、日常的な意見交換などを通じて、新たな連携の取組を模索していくなど、引き続き、連携を強めてまいります。

次に、さっぽろ連携中枢都市圏における、札幌市と11市町村の地方財政措置についてでありますが、さっぽろ連携中枢都市圏は、平成26年度に、地方自治法が改正されて導入された連携協約を活用した連携中枢都市圏構想に基づく新たな広域連携の枠組みであり、札幌市を連携中枢

都市とした都市圏形成を行うものであります。
連携中枢都市に対しては、圏域全体の経済成長の牽引及び高次の都市機能の集積、強化の取組に要する経費について、圏域の人口に応じて普通交付税が措置され、また、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の取組に必要な事業の経費等については、特別交付税が措置される、このようになっております。
連携市町村については、これら3つの取組等に要した一般財源の額に応じて、最大で1,500万円の特別交付税が措置されるものとなっております。
連携事業の実施に当たっては、札幌市が、連携中枢都市として、事業実施のための交付税措置を受けていることから、札幌市が主に費用を負担しており、11市町村においては、事業に参加するための旅費等を負担している状況となっております。
事業費の負担割合に関しては、個々の連携事業の実施について市として検討し、連携することで効果があるものと判断した場合に連携するものであり、費用負担についても、その都度、協議することとしております。
次に、札幌市を含まない市町村同士の連携についてでありますが、さっぽろ連携中枢都市圏は、圏域の中心である札幌市を核とした連携であり、連携協約の形としては、札幌市と各自治体との1対1の協定となっており、札幌市を含まない市町村同士の連携は想定しておりません。
次に、まちづくりパートナー協定を締結した企業についてでありますが、まちづくりパートナー協定は、圏域内全市町村が、さっぽろ連携中枢都市圏として、統一的に包括連携協定を締結することを念頭に置いているものであり、締結企業は、札幌市が包括連携協定を締結していた企業のうち、了解を得られた企業であり、現在、12協定で16社と連携を進めております。
次に、苫小牧市との多方面での連携についてであります。
空港と港湾をそれぞれ有する千歳市と苫小牧市が連携を進めていくことは、圏域の活性化と発展に大きく貢献するものと認識をしております。
苫小牧市との連携につきましては、これまで、千歳市と苫小牧市及び周辺市町による、高次都市機能、産業機能等の集積の促進を目的とした千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会や、北海道と千歳市、苫小牧市による、空港の国際拠点空港化の推進に関する連携と協調を目的とした新千歳空港関係自治体協議会、千歳市と苫小牧市、関係行政機関や経済団体等が参画し、北海道エアポート株式会社が行う新千歳空港の運営を地域経済の活性化につなげることを目的とした新千歳空港の運営に関する協議会による連携をしているほか、企業誘致の分野では、愛知県で開催される国際物流総合展に共同ブースで出展をし、空港と港湾を結ぶ優れた国際的ネットワーク機能を備えた一大交通拠点である、千歳、苫小牧地区の優位性、立地環境のPRを行っております。
苫小牧市との連携を進めることによって、圏域として、道内外への魅力発信や事業の相乗効果の創出が期待できるものと考えておりますことから、今後につきましても、必要に応じて検討してまいります。
次に、近隣市町村との連携でありますが、現在、本市は、廃棄物焼却施設に関する事務の共同

処理を目的として、北広島市、南幌町、由仁町など2市4町で構成する道央廃棄物処理組合や、令和7年からスタートする消防救急デジタル無線の共同整備などを目的とした近隣5市1組合による連携、北広島市で建設中のボールパークを核とした圏域内の地域活性化を目的とした、近隣市町村などで構成するオール北海道ボールパーク連携協議会など、各分野において、1自治体では解決できない課題への対応や行政事務の効率化を目的とした広域連携に取り組んでいるところであります。

人口減少などの社会情勢が変化し、市民ニーズが多様化する今日において、行政課題の解決には、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していく必要があり、近隣自治体との連携は、この課題を解決するための大きな手法の一つであると認識しております。

今後も、各分野において、広域連携によるスケールメリットが見出せると判断できる場合には、近隣自治体との連携について検討してまいります。

次は、医療体制について、市民病院に係る新年度予算において病床利用率を79.5%にした根拠について申し上げます。

新型コロナウイルス陽性患者の入院受入れについては、医療機関が単独で判断するものではなく、北海道が定める病床確保計画に基づき、感染症のフェーズに応じて、該当する医療機関が受け入れることになっております。

市民病院については、北海道の病床確保計画におけるフェーズが3となったとき、すなわち、地域全体への蔓延など、想定されるピーク時の療養者に対応するため、地域で最大限受入れ可能な病床数が必要な場合に、陽性患者の病床を確保し、北海道の要請に応じて、患者の受入れを行っていくこととなっていることから、年間を通じて常に病床を確保するものではありませんので、市民病院においては、陽性患者の受入れを終了した時点で、通常の一般病床190床の医療提供体制に戻すこととしております。

新年度予算に係る病床利用率の積算については、入院、外来に係る患者数及び診療単価の目標値について、各診療科から提出させるとともに、各診療科における診療体制や過去の患者動向、診療実績、地域の医療需要などを踏まえ、最終的な病床利用率を決定しております。

これらを踏まえ、令和3年度における病床利用率の積算についても、全国的に、新型コロナウイルス感染症の感染状況の先行きが不透明であった状況の中、北海道や千歳市における新型コロナウイルス感染患者数の動向が減少傾向にあったことや、本年2月下旬から国内における新型コロナウイルスワクチンの接種が開始される見込みとなっていたことなどから、新年度開始時においては、新型コロナウイルス感染症に伴う患者数減少の影響は考えられたものの、発熱外来や陽性患者等の受入れに伴う一般患者への感染を防ぐ様々な感染防止対策を進めており、また、本年1月中旬以降においては、徐々にではありますけれども、一般入院患者数も回復傾向となっておりましたことから、前年度予算の年間病床利用率80.7%から若干の減少を見込んだ79.5%としたところであります。

次に、市民病院における新型コロナウイルス感染症対応による通常医療提供への影響があるのではないかであります。

北海道における感染の第1波が発生した昨年の2月頃には、その後の感染拡大等も不透明でありましたが、市民病院では、市中での感染が始まったとの情報を得て、院内での感染を避けるため、入院患者への面会禁止や、不急な入院、手術を先延ばしするなどの措置を講じ、院内での感染防止を図ったところであります。

また、4月から5月にかけての道内の感染第2波では、市民病院においても陽性患者の入院受入れを開始し、4月末には当院職員の感染が判明したことから、感染拡大防止のため、一時、入院中の患者や再来患者以外の診療を休止した時期がありました。

これにより、市民の皆さんに御迷惑をおかけする結果となりましたが、これらの経験により、道内の感染第3波である12月1日からの陽性患者の受入れでは、看護師を中心とした専属チームによる対応が有効に機能しており、11月16日から開始した仮設診察室での発熱外来は、一般患者との隔離を可能とし、以降、現在に至るまで、院内での感染もなく、新型コロナウイルス感染症に対応できる体制の構築ができたものと考えております。

これらのことから、本年1月以降、一般入院患者は徐々に増え始めており、現在では、ほぼ通常時に近い病床利用率まで戻っていることから、一部の病床を陽性患者用として使用しておりますが、通常医療への圧迫は最小限であると考えております。

また、5月に診療を一時休止しましたが、再開後は、手術や入院の制限や延期は行っておらず、通常の診療を提供できていることから、新年度においても、これまでの市民病院における新型コロナウイルス感染症対応の経験を基に、より安全で安心できる医療提供体制の構築を追求して行くことにより、医療サービスの提供を適切に行っていけるもの、このように考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症が市民の受診控えを招く懸念があるのではないかでありますが、今年度、市民病院の患者数が減少に転じた時期と、全国や北海道内における新型コロナウイルス感染症拡大の時期がほぼ一致していることから、受診控えは、市民の感染への不安から起きていることが予測できます。

このことから、市民病院では、有効な新型コロナウイルス感染症対策を構築しており、市民の皆さんに、安心して受診していただける環境であることを理解していただくため、12月18日から、ホームページのトップページに陽性患者等への対応状況を掲載し、市民病院の安全性を強調して、周知を図っております。

なお、感染対策は、現状にとどまることなく、今後も、より安全な環境を確保するため、改善を図り続けることにより、市民の安心を得られるよう、細心の注意を払いながら、医療サービスを提供してまいります。

次に、市内民間病院の医療体制についてであります。

市の独自制度である新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関助成事業についてでありますが、令和2年5月、道央圏においては、感染症患者を受け入れる病床が少ない状況の中、市内で集団感染が複数発生したため、北海道では、千歳保健所管内をはじめ、道内の医療圏域ごとに感染症患者の入院先確保が急務であったほか、市においては、当時、感染症患者の受入れを検討している市内医療機関や医療従事者の不安を早急に解消する必要があったことから、感染

症患者を受け入れる市内医療機関に対して、本市独自の助成制度を創設し、医療従事者の体制強化と、感染症対策に必要な医療資機材の購入等の助成を行ってきたところであります。

その後、道は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により、感染症患者を受け入れる医療機関を対象に、医療資機材等の購入経費や感染症対策に関する経費の補助を開始したほか、診療報酬の引き上げや、感染症患者専用の病床確保のための空床補償など、国の支援も拡充されてきております。

現在、これら、感染症患者を受け入れた医療機関に対する国や道の支援策が充実したことにより、感染症患者を受け入れた市内医療機関からは、今年度の病院経営状況は改善する見込みであると伺っており、今後の支援について協議した結果、市独自の助成制度は終了することといたしました。

このことから、現在、感染症患者を受け入れた市内医療機関への新たな支援は考えておりませんが、今後も、国や道の、地域医療に関する支援策等の動向を注視するとともに、市内医療機関とも、課題や要望等について情報の共有を図ってまいります。

次は、ワクチンの接種体制についてであります。

接種会場まで出向くことが困難である方々への接種についてでありますが、現在、施設等に入所中の方に対し、医師と看護師が高齢者等の施設を訪問してワクチンを接種する巡回型のワクチン接種について検討しているところであり、接種業務に係る医師、看護師の確保については、12か所の医療機関から協力の申出をいただいております。

また、市内の高齢者施設や障がい者施設に対し、入所者及び職員のワクチン接種に関する意向調査を実施しているところであり、これらの結果を踏まえ、巡回型によるワクチンの接種体制を構築していく予定としております。

なお、自宅で介護を受けており、接種会場に来ることができない方につきましても、千歳医師会の協力をいただきながら、医師と看護師の往診等によるワクチン接種を検討しているところであります。

次に、ワクチン接種相談窓口についてであります。

ワクチン接種に係る相談体制については、国が役割を示しており、都道府県は、ワクチンの専門的な相談に、市町村は、ワクチン接種に関する市民からの疑問や相談に応ずることとされております。

市といたしましては、疑問を持つ方が相談先に迷うことがないよう、また、市民が持つ不安や疑問を解消するため、3月12日に開設する千歳市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターにおいて、ワクチン接種に関する問合せに対応するほか、相談内容に応じて、北海道や厚生労働省の相談窓口を案内することとしており、コールセンターを活用していただけるよう、市民への周知に努めてまいります。

次に、市民に対する情報発信でありますが、ワクチン接種件数の推移、副反応の情報等については、市のホームページや広報ちとせ、地域情報誌を活用し、定期的に発信を行う予定であります。

なお、副反応に関する情報については、医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構

に報告をし、その後、国に報告されるため、本市における副反応の発生状況については、直接確認できないことから、国から公表される副反応の情報を市ホームページに掲載することしております。

次に、ワクチン接種証明書の発行についてでありますが、予防接種を行った際は、予防接種法施行規則に定める様式に基づき、予防接種済証を交付することになっております。

新型コロナウイルスワクチン接種の際にも、予防接種済証に、接種年月日や接種場所等を記載し、交付することとなっております。

このことから、現時点において、本市独自の証明書を作成する予定はありませんが、国では、国際的な接種証明の発行について検討していることから、今後も、国の動向を注視してまいります。

次に、職務体制についてであります。

4月からワクチン接種を開始することや、国のワクチン接種記録システムを導入し、各市町村において運用することが示されたことなどから、3月15日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、新たに主幹職1名を配置するなど、さらなる体制強化を図ることとしております。

なお、電話予約業務や集団接種に従事する職員については、会計年度任用職員等の20人程度の採用を予定しており、職員の負担軽減を図ってまいります。

次に、PCR検査について、エッセンシャルワーカーへの定期的な検査ができないかでありますが、感染の広がりを疑う状況にない場所でPCR検査を行っても、感染者の発見率は極めて低いことや、感染拡大を完全に防止するためには、毎日検査を行う必要があることから、エッセンシャルワーカーに対する検査を実施することは難しいものと考えております。

また、民間の検査機関を活用できないかでありますが、本市において、エッセンシャルワーカーに対する検査を予定していないことから、民間の検査機関を活用することも考えておりません。

新型コロナウイルス感染症分科会の尾身会長は、感染の確率が高いと思われるところで、集中的に瞬間的に検査を行うことは、感染拡大を防ぐために極めて有効であると発言しており、感染者が多数発生し、感染が拡大していると見込まれる地域の医療施設や高齢者施設等に勤務する方については、当該施設で感染者がいない場合であっても、行政検査の対象としていることから、千歳保健所及び千歳医師会と連携の上、対応することとしております。

次は、市民協働についてお答えいたします。

補助金終了後の事業継続状況についてであります。

協働事業の補助金交付期間については2年間となっておりますが、その後も事業の継続を希望する場合には、市民協働プロモーション事業や市民協働サポート事業に移行することは可能であります。

本市では、これまで、市提案型協働事業を35事業、市民提案型協働事業を25事業実施してきたところでありますが、市民提案型協働事業につきましては、25事業のうち4事業が市の自主事業に、3事業が団体の自主事業に、1事業が市民協働サポート事業に移行し、合計8事業が事業期間終了後も継続実施しており、一番長い事業としては、東千歳保育所での冬期間保育事業が、平成19年に協働事業を開始した当初から継続して、現在も実施している状況にあります。

次に、市民協働を進める今後の手法でありますが、私は、市長就任以来、住みよさを実感し、誇りを持てる町を実現するため、市民一人一人が持つ知識や経験などの市民力と、本市が持つ様々な資源や特性などの都市力を生かした市民協働によるまちづくりを進めてきたところであります。

そのために、平成19年に制定した、みんなで進める千歳のまちづくり条例において、市は、市民や市民活動団体などと、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で、市民協働によるまちづくりを進めることとしており、財源として、みんなで、ひと・まちづくり基金を創設し、この基金に、ふるさと納税などの寄附金を積み立て、協働事業が長期的に実施できる仕組みを構築したところであります。

令和3年度の新規事業としては、オリジナルキャリア支援事業や文化財解説事業を実施することとしております。

今後も、人口10万人のまちづくりを目指すため、これらの仕組みを活用した市民協働の取組を引き続き実践し、市民主体のまちづくりを進めてまいります。

次に、地域活動へのサポート等に対する考え方でありますが、地域課題が多様化、複雑化する今日において、まちづくりを進めていく上では、市民協働の一翼を担っている市町内会連合会や町内会と連携協力して課題解決に取り組むことが大変重要である、このように考えております。

これまで、町内会におきましては、集団資源回収、公園管理、防災、防犯活動、青少年育成活動など、市民の皆様が主体となって、まちづくりに参加し、取り組んでいただいているところであります。

また、市町連とは、これまで、協働事業として、地域安全活動支援事業を実施しており、今後につきましても、市町連とよく話合いを行ってまいります。

次に、市民協働推進会議委員の選任についてでありますが、本市では、市民協働の推進に関して必要な事項を調査、審議する機関として、市民協働推進会議を設置しており、委員は、公募市民5名、団体推薦5名、市職員5名の合計15名により構成しております。

この委員構成につきましては、一般市民の意見を反映すること、市民協働の担い手である市民活動団体や事業者などの意見を反映すること、市職員の市民協働の理解を深めることを目的に構成しており、人数の内訳につきましては、意見に偏りが生じないように、同じ人数としております。

また、選考につきましては、公募市民において定員を超えて応募があった場合には、庁内に選考委員会を設置し、市民協働推進会議の市民公募委員選考方法及び選考基準に基づき、応募用紙に記載されている活動経験、応募動機、市民協働についての考えの項目について採点を行い、評点の高い方を選考することとしております。

市民協働推進会議については、附属機関の位置づけがないその他の会議であり、委員選任を条例に位置づけることは考えておりませんが、今後は、公募市民のほか、団体推薦、市職員の市民協働推進会議委員について、ホームページを活用して公表を行ってまいります。

次に、令和3年度事業を延長、中止した経過と、新年度以降の進め方などについてお答えをいたします。

令和2年度の協働事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市民活動団体から、事業の実施が困難であることや、事業を中止した場合の実施期間の取扱いについての相談があったことから、新型コロナウイルス感染拡大防止及び救済措置の観点から、3密が回避できない事業や、施設の休館により実施できない事業など、実施が困難な事業については、団体からの申出により事業の中止を認め、中止した事業については、事業期間を1年延長したところであります。

中止した事業につきましては、令和3年度の実施に向けて準備を進めておりましたが、令和3年度予算編成において、全庁的な予算編成方針として、令和2年度に中止したイベント等の事業については、原則、令和3年度は当初予算にて措置しないこととなったことから、協働事業についても同様の取扱いとし、令和2年度に中止した事業につきましては、令和3年度の事業実施を見送ることとしたところであります。

これらの経過につきましては、それぞれの担当課から市民活動団体に都度説明をし、理解をいただいたところでありますが、中止になった期間の延長を希望する声があったことから、令和4年度に事業を実施できるよう、事業期間をさらに1年延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立ち、事業の実施が可能となった場合には、令和3年度の補正予算によって対応することとしております。

次は、生活保障についてお答えいたします。

初めに、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給対象と同じ水準の所得世帯を対象とした、2人親世帯に対する支援金を市独自の支援策として支給することができないかでありますが、市では、今年度、国の財源で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、親の人数にかかわらず、児童手当を受給する世帯、ゼロ歳児から中学生のいる世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに関する負担の増加や収入の減少などによる生活への影響が特に大きいことを踏まえ、こうした世帯を支援するため、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金を支給しております。

子育て世帯に対する市独自の取組としては、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な不安を抱えて出産や育児を行う母親を支援するとともに、経済的な負担を軽減し、子供の健やかな成長を応援するため、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子供を対象に10万円を支給する、千歳市新生児子育て支援臨時特別給付金、ちとせっこ笑顔きらきら給付金事業や、小中学校の就学援助受給世帯を対象とした就学援助児童生徒支援臨時給付金事業などを行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症は、親の人数や子供の有無にかかわらず、様々な家庭に影響を及ぼしているところであり、2人親世帯に限定した給付金の支給を本市独自の施策として実施することは考えておりませんが、今後におきましては、それぞれの家庭の状況に応じて、各種相談窓口への案内を行ったり、支援制度の活用について周知をしてまいります。

次に、雇用を生み出す積極的な動機づけとして、職業訓練に対する支援金等を拡充できないか

でありますが、令和3年1月における、ハローワーク千歳の、千歳、恵庭地域管内の常用有効求人倍率は0.75倍であり、コロナ禍により厳しい雇用情勢が続いている一方で、医療、介護等福祉、建設、製造業などの分野におきましては、依然として人手不足の状態が続いております。

市が行っている職業訓練に対する支援等については、市民の就労支援と職業能力の向上を図るため、公共職業訓練等を実施している千歳地方職業訓練協会に対し助成を行ってきたほか、季節労働者の通年雇用化を目的とした季節労働者資格取得促進事業、ひとり親家庭の親の就労支援、経済的自立の促進を図る自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業などを実施し、独自の就労支援を行っております。

また、ハローワークにおいては、特定の分野にかかわらず、介護福祉士や保育士、医療事務従事者の養成、介護職員研修、住宅施工技術者や工場生産ライン技術者の養成など、幅広いコースを設け、失業者の職業訓練として無料で行う公共職業訓練や求職者支援訓練を実施しており、就職に有利となる職業訓練や資格取得を支援しております。

このことから、現在、新たな支援制度を設ける考えは持っておりませんが、従前から設置しております、商業労働課の労政相談窓口において、求職者の状況や相談内容に応じて、これら各種制度等の利用を促すなど、引き続き、就労支援に取り組んでまいります。

次に、人手不足分野に就労するために移住してきた人に対する家賃支援制度の新設ができないかであります。

特定分野における人手不足の問題は、本市に限らず、全国的な問題でありますが、本市においては、現状で求職者数は一定程度あるものと認識しており、まずは、求職者への情報提供や、求人と求職者のマッチングを図ることが重要と考えております。

このことから、市では、地域の情報や市内企業の求人情報等を紹介するウェブサイト、ちとせの仕事により、就職や転職を検討している求職者に対し情報提供をするとともに、毎週、ハローワーク千歳の求人情報を市のホームページに掲載しております。

また、地元企業による合同企業説明会や、女性、高齢者向けの企業説明会、個別就職相談会の開催、保育士就職相談窓口、ちーマインダーでの、保育士、幼稚園教諭等の就職相談や無料職業紹介のほか、NPO法人ちとせの介護医療連携の会と共に、介護、医療、福祉の就職相談会、お仕事万博を開催し、慢性的に人手不足となっている医療、介護分野での人材確保を行っているところであります。

特定の分野に特化した家賃支援制度等の新設については、現状では考えておりませんが、引き続き、雇用に関する情報提供やマッチングに取り組み、人手不足の解消と就労支援に努めてまいります。

次に、相談窓口のワンストップ化についてでありますが、社会経済情勢が変化し、地域社会における家庭や人々のつながりが希薄化する中、コロナ禍においても、地域や家庭、職場など様々な場面での市民の方々の相談内容が多様化、複雑化しており、これらに的確に対応していくためには、より高度な専門性が必要となっております。

市においては、現在、市民が抱える日常生活の心配事や法律上の問題、DVなどの相談窓口とし

て、市民環境部に、市民相談、女性相談、消費生活相談の各窓口を設置し、専任の相談員4名が相談対応に当たっているほか、専門の相談機関や弁護士相談へつなげるなどの対応を行っています。

また、貧困や失業など、生活支援が必要な場合には、具体的、かつ、より専門性の高いアドバイスを行うため、相談者の同意を得た上で、保健福祉部で実施している自立相談支援事業の相談員につなげております。

自立相談支援事業では、生活困窮者が抱える経済的な問題や精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題などの複合的な問題の相談を受け、関係部署、関係機関と連携して支援を行い、生活困窮者の自立を促進することを目的としており、現在、主任相談支援員1名、就労担当や家計改善担当などの生活支援員3名を配置しております。

相談の具体的内容といたしましては、生活保護の相談をはじめ、税や国民健康保険料の滞納、多重債務整理、ひきこもりなど、多岐にわたっており、これらの相談に対しては、失業手当や傷病手当、年金の受給など、各種制度の活用についての助言を行っているとともに、各担当窓口に同行し、各種手続や相談がスムーズに行えるよう、連携した支援を行っております。

このように、各相談窓口においては、市民の様々な相談や複合的な相談に迅速に対応すべく、連携を密にし、状況に応じた支援に努めているところであります。

次に、SNSなどの活用であります。

市では、現在、メールやチャットなどSNSによる専用の相談窓口は設けておりませんが、市のホームページの問合せフォームを活用した相談については、メールや電話で回答するなど、適切な対応を行っております。

また、市民からの多種多様な相談に対し、連携した対応を図ることを目的として、行政相談委員や人権擁護委員、民生委員児童委員など、17種、56名で構成する千歳市各種相談員連絡協議会を設置しており、様々な相談ケースを基にした事例研究や、相談業務に関する情報共有などを行い、それぞれの委員や相談員が、市民が抱える困り事等を見逃さないアンテナとしての役割を果たしております。

今後も、市民にとって相談しやすい体制づくりに努め、相談者に寄り添った対応を行ってまいります。

次は、中心市街地活性化についてお答えいたします。

初めに、5年間の中心市街地活性化に関する市の取組と総括についてでありますが、市では、平成28年3月に策定した第2期商業振興プランに基づき、これまでの5年間、千歳市商店街振興組合連合会、商工会議所、商業者等と連携し、それぞれの役割に応じた様々な取組を行ってまいりました。

これまでに行った主な取組の成果といたしましては、市商連や商業者が連携し、新たな取組として実施している千歳まちゼミは、各個店が、店舗情報のほか、個店の店主の個性を生かした手法で情報発信を行うことにより、認知度の向上のほか、店主のモチベーションも高まるなど、大変意義ある取組であったと捉えております。

また、市と商工会議所が連携して実施している創業支援セミナーは、職業や性別に応じた様々なメニューを開催することにより、創業や事業活動の活性化が促進されたほか、商店街探検ツアーやハロウィンイベントなど、各商店街などによる新たな取組が、にぎわい創出や地域経済の活性化につながってきているものと評価をしております。

さらに、空き店舗対策として、対象エリアの拡張や市ホームページなどでの助成内容のPR等により、空き店舗を活用し新規開業した事業者が、5年間の目標件数の14件に対し、令和3年2月末現在で18件と、目標値を上回っております。

このようなことから、現行プランは着実に進捗しており、実施計画に定めた40の取組全てに着手し、中心市街地のにぎわい創出や地域経済の活性化につながってきたものと評価をしているところであります。

また、この間、千歳タウンプラザの施設所有者に対して、中心市街地の活性化を目的に、機能維持を図るため、市が、固定資産税、都市計画税相当額及び施設管理経費の一部を、中心市街地機能維持補助金として補助してきましたが、平成28年12月には、同施設が改装オープンし、まちライブラリーなど、子供から高齢者まで幅広い世代が集える場所を創出し、コミュニティー機能を高め、地域の活性化に寄与してきたことから、当該補助金については、その目的とする中心市街地の活性化や機能維持に一定の効果があったものと認識をしております。

こうした評価の一方で、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、商業振興プランの取組の一部が実施できない状況にあることや、コロナ禍により、まちライブラリーの終了などの影響も生じていることから、次期プランについても、引き続き、検証を行いながら進めていく考えであります。

次に、新年度予算に中心市街地機能維持補助金を計上していない理由であります。

中心市街地機能維持補助金は、中心市街地の活性化を目的に、機能維持を図る観点から支出してきたものでありますが、まちライブラリーの終了等により、千歳タウンプラザの1階及び地階の大半が未利用、閉鎖となる状況や、現在のコロナ禍において、今後の運営状況なども見通せないことから、施設所有者と協議の上、当初予算には計上しないこととしたものであります。

次に、千歳タウンプラザが担っていた中心市街地の中核機能や中心街コミセンの対応についてでありますが、千歳タウンプラザの施設所有者からは、次の事業展開を考えていく際には、中心市街地の活性化に寄与していくと聞いておりますので、活性化に資する機能を含め、引き続き、施設所有者と協議を進めてまいります。

また、市では、現在、市内の老朽化した公共施設の在り方について、庁内で検討を進めているところであり、中心街コミセンを含め、中心市街地における交流、にぎわい機能の在り方も併せて、総合的に検討を進めているところであります。

次に、これまでの商業者等との連携と官民連携によるエリアマネジメントの違いについてでありますが、市では、平成28年3月に、市全域を対象とした第2期商業振興プランを策定し、同プランに基づき、商業の活性化に向けた各種施策に、商業者、商工会議所等と連携し取り組んでまいりました。

また、その施策の推進に当たっては、市職員を市商連に常駐させ、プランを一体となって進めてきたことや、市、商工会議所、市商連などで構成する連絡調整会議などの機会を通じて緊密に連携し取り組んできたところであります。

一方、エリアマネジメントの官民連携は、商業振興を図るための商業者等との連携という点では、その意義や目的については相違がありませんが、特に活性化が必要と考えられる中心市街地のグリーンベルト周辺といった特定のエリアをその対象としていることについては異なっており、また、官民で連携するに当たっては、そのメンバーとして、これまでまちづくりを担ってきた商業者のほか、新たに、まちづくりに関心があり、主体性を持って行動できる市民や企業、団体などに加えて、その両者の活動をサポートしていく行政が、それぞれの役割を明確にし、連携して取り組んでいくこととしております。

次に、商店街ににぎわいを求める根拠と商店街振興策についてであります。

現在、本市の中心市街地には、7つの商店街が組織されておりますが、商店街は、小売、飲食、サービス業等を営む店舗が主体となって街区を形成し、商業機能として、生活に必要なものやサービスを身近で提供し、地域住民の生活を支えるとともに、人の交流を生み出し、地域コミュニティーとしての役割も担っております。

また、本市の中心市街地は、店舗、飲食店、ホテル、公共施設などが集積する利便性を生かし、北海道の空の玄関口として、多くの人が町なかに立ち寄り、交流できるよう、町の顔としてふさわしい機能と空間を備えた地域づくりが求められているところであり、商店街を含む中心市街地のにぎわいづくりは、本市にとって重要な課題と認識しております。

また、商店街の振興策といたしましては、現在、策定を進めております第3期商業振興プランにおいて、基本方針に、チャレンジする商業、商業の魅力向上、歩いて楽しい人が集まるまちづくりを掲げており、施策として、新たな生活様式への対応やコト消費型商業への転換、多様なツールによる効果的な情報発信、中心市街地の複合、多機能化の推進、空き店舗対策やエリアマネジメントの推進など、23の施策を検討しております。

次に、エリアプラットフォームの新プランへの記載についてでありますが、新プランの素案におきましては、基本方針の一つに、歩いて楽しい人が集まるまちづくりを掲げ、その具体的な展開方策として、エリアマネジメントの推進を位置づけております。

このエリアマネジメントの推進に当たり、中心市街地を魅力ある町の顔として、にぎわい再生を図るため、民間と行政が連携する具体的な取組として、官民連携による検討の場が、いわゆるエリアプラットフォームを示す言葉として記載されているところであります。

次に、エリアプラットフォームに参加するプレーヤーと選定方法についてでありますが、エリアマネジメントは、これまでの行政主導によるまちづくりとは違い、地域で暮らしている、あるいは働いているなど、様々な形でその地域に関わっている方々が主体的に地域づくりを進める取組であります。

そのため、プラットフォームのメンバーについては、市が、これまでまちづくりを進めてきた地元商業者や千歳商工会議所、市商連、行政関係機関などに依頼することに加えて、新たに、柔軟な思

考、豊富なアイデア、パブリックマインドを持って積極的に行動できる市民や企業、団体など、様々な視点から議論ができる方に参加していただきたいと考えております。

また、その選定方法につきましては、公募により、市が事務局となって選定を行いますが、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えているところであります。

次は、公共交通の在り方についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響への対応についてでありますが、路線バス、タクシーなどの公共交通は、通勤、通学、通院、買物など市民生活には、なくてはならない公共サービスであり、コロナ禍においても、交通事業者は、感染リスクを抱えながら事業を継続され、社会経済に大きく貢献をしていただいていることに感謝しているところであります。

令和2年度における市内の公共交通の利用需要については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が全国に拡大した昨年4月以降、新千歳空港の利用者が著しく減少したことと併せて、リモートワークやオンライン授業の導入などに伴い、通勤、通学での利用が減少したほか、感染リスクを懸念した公共交通の利用控えなど、利用者の行動変容により、大きく減少したところであります。

このような利用の減少により、市内の路線バスは、一時的に、一部の路線を、土日、祝日ダイヤ運行として実施したほか、通学時の密を避けるための増便対応を実施するなど、バス事業者と市が情報を共有し、対応を行ってきたところであります。

また、市といたしましては、コロナ禍においても安心してバスやタクシーを利用していただくため、市の独自事業として、市内のバス、タクシー約250台に対し、車両内の手すりやつり革、座席などに、抗ウイルス、抗菌加工などの感染防止対策を実施し、安心して利用していただけるよう、対策を講じてきたところであります。

昨年の12月以降の一部のバス路線においては、前年同月並みに利用の回復が見られ、今後、ワクチンの接種が広がり、withコロナが定着するとともに、公共交通の利用も徐々に回復することを期待しているところであります。

市といたしましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視するとともに、バスの利用状況や市民ニーズの把握に努め、バス事業者と協議を行いながら、より効果的な運行便数の設定や利用促進策を図ってまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍において、新しい計画はどのような観点で策定するのかでありますが、本年度は、平成28年に策定した交通戦略プランの中間見直しに着手しており、路線バスの乗降客数の調査や、市内全域から無作為に抽出した市民4,000人を対象にした、路線バスに関するアンケート調査を実施し、利用実態や市民ニーズの把握を行ったところであります。

また、令和2年11月には、計画策定の根拠法となっている、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、交通戦略プランを構成する地域公共交通網形成計画は地域公共交通計画に、そして、再編実施計画は利便増進実施計画に名称が変更となるとともに、策定が、原則、努力義務化されたところであります。

これらの新たな計画は、従来のバスやタクシーといった公共交通を最大限活用した上で、必要に

応じて、スクールバスや、病院、企業などの民間事業者の送迎車両も活用しながら、地域公共交通の継続性を確保するものとなっており、本市においても、このような交通資源や地域特性、コロナ禍における公共交通の現状や課題を整理し、将来にわたり地域にとって望ましい公共交通の在り方を示すマスタープランを策定してまいります。

次に、計画策定に当たっての利用者の意見の反映についてでありますが、路線バスに関するアンケート調査結果は、路線バスを利用している市民と利用していない市民に区分して、集計、分析を行っており、利用目的に応じた地域間の移動や、新型コロナウイルス感染症による影響度合いについても把握したほか、自由記載欄では、市民の生の声を聴いたところであります。

また、市内の高等学校に通学する3年生を対象としたアンケート調査や、公立千歳科学技術大学との連携による高齢者へのインタビューを行うなど、様々な視点から利用ニーズを把握してきたところであり、令和4年4月の運用を目指し、引き続き、これらの利用実態やアンケート調査結果など、利用者の声を反映した計画策定を進めてまいります。

次に、計画の成果指標や目標設定におけるコロナ禍の影響についてでありますが、計画の成果指標や目標設定については、国の指針に基づき、原則、公共交通の利用者数や路線バスの収支率などを指標として、計画目標を設定することとなっております。

これまでの路線バスの利用者数の推移としては、平成28年に実施したバス路線再編以降、順調にバス利用者が増加してきていたところでありますが、第7期総合計画の実施計画の指標については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の落ち込みを考慮した目標値としており、地域公共交通計画においても整合を図り、バス利用促進や利便性向上の取組により、徐々に利用回復を目指した目標値とする考えであります。

次は、観光施策についてでありますが、新たな観光施策について、コロナ禍に開催したイベントのノウハウを生かすことについてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年度は、多くのイベントが、中止や規模の縮小、オンライン配信での開催となりました。

本市においても、スカイ・ビア&YOSAKOI祭でスタートする千歳市民夏まつりやインディアン水車まつりなど、千歳の観光を代表するイベントが中止となり、各実行委員会をはじめ、開催を楽しみにしていた多くの方々にとって大変寂しい年となりました。

このような状況において、支笏湖の美笛キャンプ場を舞台に、支笏湖の環境保全と音楽イベントの共生をテーマとした新たなイベントである支笏湖ブルーキャンプを9月26日と27日に開催し、今回で43回目を迎える千歳・支笏湖氷濤まつりも、氷の野外美術館として、1月29日から2月23日まで開催いたしました。

支笏湖ブルーキャンプでは、来場者を事前予約制とし、入場時の検温や体調確認、椅子やテーブルを持参していただくなどの感染対策を行いました。

また、千歳・支笏湖氷濤まつりにおいては、入場制限や入場時の検温を実施するとともに、売店、休憩所、ステージ行事やイベント、滑り台やスケートリンクなどの体験型の造作物を全て中止とするなど、様々な感染対策を行い、開催したところであり、来場者に、新しい生活様式によるイベント

を静かに楽しんでいただいたところであります。
　両イベントの開催に際しては、実行委員会をはじめ、多くの関係者が可能な限りの感染対策を行ったことにより実現できたところであり、コロナ禍におけるイベントの在り方について様々なノウハウを得られたものと考えております。
　しかしながら、不特定多数の来場者による飲食を伴うイベントの開催については、なお多くの課題もあり、慎重な検討が必要と考えておりますことから、これまで開催してきたイベントも含め、新しい生活様式に対応したイベントの在り方について、各実行委員会や関係機関とよく検討してまいります。
　次に、千歳の特色を生かした新しい観光コンテンツの創出についてでありますが、近年の観光ブームにおいては、貸切りバスを利用した団体型から個人型へと旅行形態が急速に変化しているとともに、目的地も、個々のニーズにより、様々な観光地に分散化されており、新型コロナウイルス感染拡大により、新しい生活様式が定着することで、アウトドアや少人数での体験プログラムなど、新たなニーズが生まれてくるものと考えております。
　このことから、市といたしましては、観光客が安全で安心して楽しめる、千歳の特徴を生かしたアドベンチャートラベルやeスポーツなど、新たなコンテンツの展開を、観光事業者や関係機関と連携して進めてまいります。
　私からは、以上であります。
　教育施策については、教育委員会から、選挙時の体制については、選挙管理委員会から答弁があります。
◎佐々木教育長　ちとせの未来を創る会、北山議員の代表質問にお答えいたします。
　教育行政についての１点目、子供の貧困と教育格差についてであります。
　初めに、家庭環境に不安のある子供に関する行政内部の連携についてでありますが、学校は、子供が長い時間を過ごす場所であり、教職員は、日常的に子供たちと接していることから、子供たちの異変に気づきやすい立場にあり、これまでも、必要に応じ、こども福祉部などと情報共有を行い、家庭環境に不安のある子供の見守りや相談支援を行ってきております。
　また、特に支援が必要な家庭の場合は、関係機関が集まってケース会議を開くなど、継続的な支援を行っているところであり、引き続き、子供たちが安心して学習に臨めるよう、連携して対応を行ってまいります。
　次に、教育における、学校、家庭、地域の役割についてでありますが、教育基本法においては、教育の目標は、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことなどとされており、学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならないとされております。
　また、家庭については、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするとされております。

これらを踏まえ、家庭においては、子供に基本的な生活習慣等を身につけさせ、学校は、体系的、組織的に子供たちの発達を図ることが求められているものと考えております。

また、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化、多様化しており、新学習指導要領においても、学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めることとされているところであり、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを活用して、放課後の教育活動や地域の文化活動など、可能なところから、学校と地域がパートナーとして相互に連携協力し、社会総がかりでの教育を実現することが必要であると考えております。

次に、高校生等に対する支援についてでありますが、高校生がいる家庭への支援につきましては、国の高等学校等就学支援金制度により、公立高等学校では授業料の無償化、私立高等学校では所得に応じた支援を行っており、また、北海道においては、公立高校生等奨学給付金として、住民税非課税世帯等に対して、給付型の奨学金の交付を行っております。

大学生については、国の高等教育の就学支援新制度により、住民税非課税世帯等に対して、入学金、授業料の減免を行っているほか、日本学生支援機構を通して給付型奨学金の交付を行うなど、経済的負担の軽減を図っております。

本市においては、これらに加え、就学に伴う様々な経済的負担に対応する給付型奨学金を交付し、経済的理由で就学が困難な高校生及び大学生への支援を行っているところであり、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う出願者数の増加が見込まれることから、交付人数枠を拡大するなど、今後も、必要な生徒、学生への支援を継続してまいります。

次に、千歳市教育振興基本計画の項目についてお答えいたします。

初めに、特別支援学級在籍児童生徒数の増加の要因についてであります。

全国的な傾向と同様、本市における特別支援学級在籍児童生徒数も、ここ数年、増加を続けており、その要因は明らかではありませんが、子供たち一人一人の特性やニーズに応じた教育的支援を行う特別支援教育の考え方が、保護者などに浸透してきたことも一因ではないかと考えているところであります。

次に、令和3年度に、小学校5校、中学校1校に特別支援学級を設置する理由についてであります。

本市においては、令和2年度まで、市内を、JR千歳線の南地区、北地区、向陽台地区に分けて、ブロックごとの拠点校に特別支援学級を設置しておりましたが、令和2年10月に行った、特別支援教育の推進に係る基本方針の見直しにより、原則として、対象となる児童生徒が在籍する全ての小中学校における特別支援学級の設置を目指すこととしたところであります。

このことから、対象となる児童生徒がおり、空き教室の状況から設置が可能な学校には特別支援学級を設置することとしたものであります。

次に、センター校としての北進小中学校と各学校の役割分担についてでありますが、北進小中学校は、特別支援学級のみで構成された小中併置校であり、長期にわたり、その特色を生かした

教育活動を行ってきております。
担当する教職員数が多く、知識や経験が蓄積されていることや、日常的に小学生が中学生の姿を手本として学べることなどの併置校としてのメリットもあり、他市にはない特色のある学校であると考えております。
一方、各校の特別支援学級は、幼少期からの友人関係の継続や、地域とのつながりを持てることなど、通常学級との交流及び共同学習が行いやすいことなどのメリットがあります。
各小中学校への特別支援学級設置を進めるとともに、北進小中学校においても特色ある教育を継続することで、子供たちの特性や保護者等のニーズに応じて、より適切な学校選択が行えるものと考えております。
次に、特別支援学級に関する就学先の決定方法についてでありますが、教育関係者や福祉関係者、学識経験者等を委員とする千歳市教育支援委員会において、特別支援学級への就学が必要と判断された場合には、その児童生徒が居住する地域の小中学校または北進小中学校のいずれかを保護者が選択することとしております。
次に、就学に関する相談体制についてでありますが、本市においては、学校教育課に配置している障がい児教育相談員、特別支援教育学校指導担当主査のほか、市内の特別支援学級担当教員など、専門的知識を有する教員等で構成する専門家チームによるサポートを行い、就学前から小中学校まで、幅広く相談支援に対応しております。
次に、現状で特別支援学級を設置できない学校についてでありますが、令和3年度において、空き教室の状況から特別支援学級を設置できない学校は、小学校2校、中学校1校となっております。
これらの校区に居住する児童生徒については、特別支援学級を設置している校区外の学校へ通学する必要があることから、引き続き、スクールバスの運行などにより、必要な教育を受けられる環境の整備に努めてまいります。
私からは、以上であります。
◎北村選挙管理委員会委員長　ちとせの未来を創る会、北山議員の代表質問にお答えいたします。
大項目3、選挙時の体制についての投票所の運営についてであります。
初めに、選挙における新型コロナウイルスの感染対策に係る国などからの通知についてでありますが、令和2年2月から令和3年1月までの間に、総務省から8回の通知があったところであり、その概要としましては、緊急事態宣言がなされた場合においても、選挙は公職選挙法第33条の規定に基づき執行しなければならないことから、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行い、選挙人の投票機会や投票における安全・安心の確保に配慮し、管理、執行を行うことという内容であり、具体的に選挙を執行する際には、候補者説明会、立候補受付場所、期日前投票所、当日投票所及び開票所における事務従事者、投開票の立会人、投開票の管理者については、マスク着用、咳エチケットの徹底、手洗い、うがいの実施等に努めること、立候補者や選挙人に対しても、これらの感染対策の実施を呼びかけること、地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況

を注視するとともに、必要に応じ、選挙人に対する情報提供、選挙事務従事者が使用するためのマスクの準備等について、適切に対応することなどが通知されております。

また、令和2年8月には、北海道選挙管理委員会から、期日前投票所、当日投票所、開票所など、投開票事務ごとの感染防止対策を記載した、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策が道内市町村に通知されております。

次に、投票所での感染対策についてでありますが、千歳市選挙管理委員会では、国並びに北海道選挙管理委員会の通知を踏まえ、昨年12月に、千歳市選挙事務新型コロナウイルス感染症対策実施要領を作成したところであります。

この要領では、投開票所設置や事務従事者などの感染症対策について定めておりますが、投票所については、定期的な換気を行うこと、記載台は、隣り合う場所の使用を避け、使用後はアルコール消毒を実施すること、筆記具は、使い捨て鉛筆または普通の鉛筆を受付で個々に手渡し、使用後に回収の上、アルコール消毒を行うこと、選挙事務従事者は、マスク、フェースガードやゴム手袋を着用することなどの感染防止対策を講じることとしており、その運用については、投票所内の密を避けるために、床にソーシャルディスタンスを確保する目印を貼るとともに、混雑状況によっては、入場制限をお願いすることも想定しております。

また、全ての投票所のうち、現在、スリッパを使用している6か所においては、感染防止の対策として、土足で入場できるよう、施設管理者と調整しているところです。

各選挙人に対しましては、投票所の出入り口に設置したアルコール消毒液の利用やマスクの着用、投票用紙に記入する際の鉛筆などの持参を呼びかけることとしており、市ホームページや広報ちとせなどのほか、各世帯に郵送する投票所入場券に、感染防止対策のお願いについて文書を同封し、周知してまいります。

選挙管理委員会としては、多くの選挙人が安心・安全に投票ができるよう、コロナ禍における円滑な選挙事務の執行を行ってまいります。

次に、期日前投票所についてでありますが、本市の期日前投票所は、市役所本庁舎のほか、支笏湖市民センター、向陽台支所、農民研修センターに加え、令和元年7月の参議院議員通常選挙から、初めて、市の施設外である日本航空専門学校で臨時期日前投票所を増設し、現在、5か所となっております。

本年5月の市議会議員の選挙においては、市役所期日前投票所との地理的位置関係を踏まえながら、地域の選挙人の数、投票所スペースや駐車場の確保などのほか、当日投票所の3密、密閉、密集、密接を避ける観点も含めて検討し、協議した結果、新たに、勇舞地区の商業施設である、ちとせモールに臨時期日前投票所を設置することについて合意したところであり、多くの市民が利用する商業施設に設置することで、投票環境の向上が図られるものと考えております。

私からは、以上であります。

○佐々木議長　これで、北山議員の代表質問を終わります。